

第2章 用語の解説

1 国勢調査

(1) 年齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在の満年齢を基に集計している。
 なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としている。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、次のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum (\text{年齢 (各歳)} \times \text{各歳別人口})}{\text{各歳別人口の合計 (年齢「不詳」を除く。)} + 0.5} \quad 1)$$

1) 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えている。

(3) 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区 分	内 容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、配偶者のある者
死別	配偶者と死別して独身の者
離別	配偶者と離別して独身の者
不詳	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

(4) 世帯の種類

令和2年国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区 分	内 容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

(5) 世帯主・世帯人員

① 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

② 世帯人員

世帯を構成する人（世帯員）の数をいう。

(6) 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

区 分	内 容
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員（調査事項「世帯主との続き柄」が「世帯主又は代表者」、「世帯主の配偶者」、「子」、「子の配偶者」、「世帯主の父母」、「世帯主の配偶者の父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」及び「他の親族」に該当する者）のみからなる世帯
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人（調査事項「世帯主との続き柄」が「住み込みの雇人」及び「その他」に該当する者）がいる世帯
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区 分
ア 核家族世帯
(1) 夫婦のみの世帯
(2) 夫婦と子供から成る世帯
(3) 男親と子供から成る世帯
(4) 女親と子供から成る世帯
イ 核家族以外の世帯

(7) 65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

① 65歳以上世帯員の単独世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

② 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

平成27年までは①を「高齢単身世帯」、②を「高齢夫婦世帯」と表記していた。

(8) 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区 分	内 容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

(9) 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区 分	内 容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

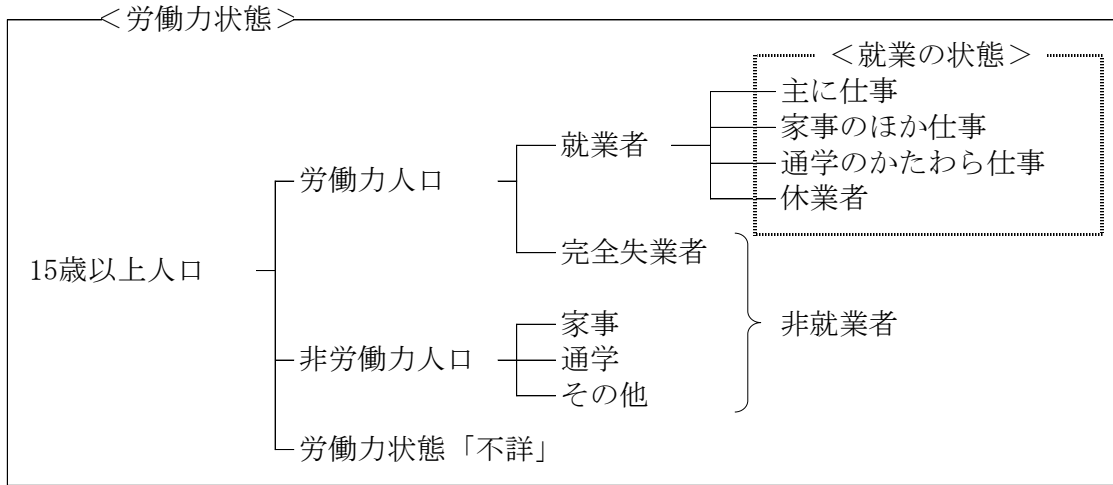
(10) 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分している。

区 分	内 容
一戸建	1建物が1住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含む。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。 ※建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

(11) 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



区 分	内 容	
労働力人口	就業者及び完全失業者	
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。 ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。	
	主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていてした場合
	家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	休業者	① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者	
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者	
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合	
通学	主に通学していた場合	
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合 例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しでも仕事をしなかった者	
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合	

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含むが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含まない。

(12) 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、以下のとおり区分している。

区 分	内 容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託社員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

(13) 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和2年国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類となっている。

報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は以下による。

部 門	内 訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

注) 産業大分類のうち「T分類不能の産業」については上記の3部門に含んでいない。

詳しい定義や内容例示については、日本標準産業分類

(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm) を参照。

《注意点》

- ① 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類による。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。

(14) 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん従事している仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合、その人が主に従事した仕事の種類による。

令和2年国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

注) 詳しい定義や内容例示については、日本標準職業分類

(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm) を参照。

(15) 通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「通勤者」としている。

(16) 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、以下の区分などで表章している。

項 目 名	内 容
常住地による人口（夜間人口）	当該地域に常住している人口
従業も通学もしていない	常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」、「家事」、「その他」の者
自市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地が「自宅」または従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者
自宅で従業	常住者のうち、従業地が「自宅」の者
自宅外の自市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者
他市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者
自市内他区で従業・通学	21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の他区の者
県内他市町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
他県で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者

従業地・通学地「不詳」	常住者のうち、従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）
（再掲）流出人口	当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者
従業地・通学地による人口 （昼間人口）	「常住地による人口」から「流出人口」を除き、「流入人口」を加えたもの
うち他市区町村に常住	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の者
自市内他区に常住	21大都市の通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の者
県内他市町村に常住	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者
他県に常住	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者
（再掲）流入人口	当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している者

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことだが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

(17) 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分している。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となる。

(18) 利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、徒歩以外に2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。区分とその内容は次のとおりである。

区 分	内 容
徒歩のみ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合 従業員の送迎用に会社が借り上げたバスを利用している場合も含む。
自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合 勤め先の乗用車を利用している場合も含む。
ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合 勤め先が雇い上げたハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。
オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
自転車	自転車を利用している場合
その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

2 経済センサスー活動調査

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(3) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

3 経済センサスー活動調査 産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいう。

- ① 個人業主
個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。
- ② 無給家族従業者
個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。
- ③ 有給役員
法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。
なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。
- ④ 常用雇用者
「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。
- ⑤ 無期雇用者
常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。
- ⑥ 有期雇用者（1か月以上）
有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(5) 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(6) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

4 統計区

統計区は、昭和47年4月の区制施行に合わせて設定したもので、人口が旧市街地で停滞あるいは減少を、新市街地部分で著しい増加を示し、従来の支所・出張所の範囲が統計の地域単位として非常にアンバランスになってきたため、これに変わる小地域データの集計単位として、センサス・トラクト方式（何らかの意味のある地域に分ける方法）により、次の基準で設定した。

- ① 境界線は、区・出張所の境界線をまたがないこと、及び時系列的な比較から一旦画定した統計区は恒久的なものでなければならず、このため境界線は幹線道路、鉄道敷、大河川、字界など常識的に不変的なものによること。
- ② 統計区設定時に条丁目が設定されていた旧市街地は、容易に地域間相互の比較ができるよう、面積100ha前後、人口規模10,000～20,000人程度とすること。
- ③ 統計区設定当時、人口が希薄で条丁目が未設定だった新市街地は、土地の分筆、合筆が激しく、地番界による区割りが難しいため、主に字界を単位とすること。

以上の基準により設定した統計区は、当初全市で172であったが、平成元年11月の分区実施の際、新たに2統計区が増えて、現在174となっている。また同時に、従来は全市一連番号であった統計区番号を整理し、各区ごとに一連番号とした。

区別の統計区数は、次のとおりである。

- ①中央区 27 ②北 区 25 ③東 区 18 ④白石区 20 ⑤厚別区 11
⑥豊平区 15 ⑦清田区 6 ⑧南 区 26 ⑨西 区 17 ⑩手稲区 9

なお、統計区の境界線は、前述の基準により設定し、原則として変更しないこととしているが、その後、区の境界変更、あるいは新市街地地区での河川改修、区画整理、町名整備、住居表示等の実施に伴い、当初の境界線が意味をなさなくなった部分が生じており、これらについては、現在の地域の実情に適合するよう、その都度必要最小限の範囲で境界線を変更している。

また、人口増加の著しい統計区では、現在、人口規模が20,000人を大きく上回っているため、このような統計区については、1つの統計区をいくつかに分割し、分割されたそれぞれの区域を準統計区としており、令和5年10月現在、19の統計区が51の準統計区に分割されている。

統計区及び準統計区の詳細な範囲については、参考の「統計区の範囲（令和5年10月1日現在）」を参照されたい。

5 まちづくりセンター

まちづくりセンター（出張所・連絡所）は昭和47年4月の区制施行に伴って、従来の支所・出張所を基に設置されたもので、現在は86か所となっている。

区別のまちづくりセンター数は次のとおりである。

- ①中央区 13 ②北 区 11 ③東 区 10 ④白石区 8 ⑤厚別区 6
⑥豊平区 9 ⑦清田区 5 ⑧南 区 9 ⑨西 区 8 ⑩手稲区 7

まちづくりセンターの詳細な所管区域については、参考の「まちづくりセンターの所管区域（令和5年10月1日現在）」を参照されたい。